

施設・事業所が行うPCR検査等費用への助成率を 引き上げます。(千葉市独自事業)

緊急事態宣言が再発令するなど、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、施設・事業所が独自に行うPCR検査等の実施を促すため、実施中の「PCR検査等費用への助成事業」の助成率を引き上げます。

千葉市が実施しているPCR検査等助成事業の概要

- 助成対象となる検査 **※補助対象となるサービス種別は、裏面をご確認ください。**

保健所の指示に基づいて実施する行政検査以外の検査であって、施設・事業所の判断と費用負担により、**従事者及び新規施設入所者**に対して実施するPCR検査等に要した費用（検査料金のほか、検体の郵送・配送料、検査に付随して行われる診察料なども含みます。）

- 補助率（←今回変更します）

2/3（助成額の上限：検査1件当たり15,000円）・・・1月31日まで

↓（助成率の引き上げ）

2月1日から全額助成します（助成額の上限：検査1件当たり15,000円）

1. **新助成率は、2月1日以降の領収書が発行される検査費用に適用します。**
2. **検査の実施は、助成率の変更時期にとらわれず、感染拡大防止のために最適なタイミングで実施してください。**

ご注意

- (1) 助成対象となる検査は、令和2年11月30日から令和3年3月31日までに行われたもの。
【重要】※ 助成対象の判断は、領収書の発行日で行います。
※ なお、領収書が発行されない場合には、請求書および支払い（振込みがわかる書面等）を証する資料にて判断します。
※ 検査機関の中には、検査の翌月に請求書・領収書が発行される場合がありますので、ご注意ください。（領収書発行日が4月1日以降の場合は助成対象外となります。）
- (2) 検査前に申請などの手続きは不要ですが、年度末に助成申請が集中することから、申請期間を定めています。
申請期間：令和3年2月15日（月）～同年3月19日（金）
※ いったん申請した後であっても、令和3年3月31日迄にPCR検査等を実施し、同日までに領収書が発行された場合も助成対象となりますが、予め裏面の担当課へご連絡ください。
- (3) 検査費用は、千葉県が実施している助成事業「緊急包括支援事業（介護分）」でも助成されます。重複助成することを避けるため、千葉県の助成事業を優先して申請してください。
※ 本市の助成は、千葉県の「緊急包括支援事業（介護分）」の助成上限額まで申請している場合が対象となります。
- (4) 法人において高齢福祉施設と障害福祉施設等、複数の種別を運営している場合には、それぞれの種別ごとに必要書類を作成し、各担当課（介護・障害の両担当課）へ申請してください。

裏面もご参照ください

※事業の詳細は、千葉市のホームページをご覧ください。

(HP上での、補助率変更のお知らせは後日となりますが、事業の内容については変更ありません。)

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/pcrkensakeihihojo.html>

【補助対象となるサービス種別】

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護(看護も含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、ワークホーム、精神障害者共同作業所
生活保護関係	施設	救護施設

【担当窓口】

書類の提出及び補助に関するお問い合わせ先

施設種別	所管課	住所及び連絡先
高齢福祉関係	介護保険事業課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 介護保険事業課 企画指導班 電話：043-245-5068 FAX：043-245-5621 Mail： kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp
障害福祉関係	障害福祉サービス課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 障害福祉サービス課 施設支援班(障害者通所・入所) 電話：043-245-5174 指導班(障害児) 電話：043-245-5227 地域支援班(訪問) 電話：043-245-5228 FAX：043-245-5630 Mail： shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
生活保護関係	保護課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 保護課 不正受給対策室 電話：043-245-5241 FAX：043-245-5541 Mail： hogo.HW@city.chiba.lg.jp